

マイナンバーカードについて

この度、当院ではマイナンバーカードの保険証利用が可能となりました。これによりマイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」に対応し、マイナンバーカードの利用を通じて診療情報（受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報）を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバー保険証の利用にご協力をお願い致します。

なお、マイナンバーカードをお持ちの方でも、公費医療や福祉医療については今までどおり受給者証等を確認させていただきますので、必ず原本をお持ちください。

令和5年9月

院長